

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十八号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和二年八月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 知事指定薬物

- イ 四―メチル―フェニル―（ピロリジン―イル）ペンタン―オン（通称名 $\alpha$ -PiHP、 $\alpha$ -PHiP）及びその塩類
- ロ  $N$ ―（二―（フラン―ニール）エチル）ペリジン―四―イル― $N$ ―フェニルプロパンアミド（通称名Furanylethylfentanyl、FUEF）及びその塩類
- ハ ニ―（二・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル）―ニ―メトキシエタンアミン（通称名BOD、 $\beta$ -METHOXY-2CD）及びその塩類
- ニ  $N$ ―フェニル― $N$ ―（二―フェニルエチル）ペリジン―四―イル―ニ―メチルプロパンアミド（通称名Isobutyrylfentanyl）及びその塩類
- ホ 「二―（シクロヘキシルメチル）― $H$ ―インドール―三―イル」（四―メトキシナフタレン―イル）メタノン（通称名CHM-〇八一）及びその塩類

#### 二 効力発生の日

令和二年八月二十七日